

市会議案第9号

「議案第80号 大阪広域水道企業団が共同処理する
事務の変更に関する協議について」に対する附帯決議

上記の議案を提出する。

令和2年6月29日提出

吹田市議会建設環境常任委員会委員長 井口 直美

「議案第80号 大阪広域水道企業団が共同処理する事務の変更に関する協議について」に対する附帯決議
(案)

本案は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町の4団体に係る水道事業の経営に関する事務を追加することについて、関係市町村と協議するものであるが、統合される団体の権利がどのように確保されるのかが問題となる。

統合される団体の権利の保障については、平成30年5月定例会の建設環境常任委員会で、大阪広域水道企業団副企業長及び同企業団理事兼経営管理部長兼総務課長を参考人として出席を求め、質疑を行った。その結果、議員定数の配分方法の変更などが一定実施されたが、依然として、統合される団体の権利は、十分に保障されているとは言えない。そもそも、構成団体に権利を平等に保障するためには、1団体に1議席を付与すべきである。

よって、本市議会は下記の事項を決議する。

記

- 1 料金改定等の重要案件については、全ての市町村が大阪広域水道企業団議会で議決権を持つことができる規約改正を行うよう大阪広域水道企業団に働き掛けること。
- 2 統合される団体には、同企業団議会の議席を配分するよう大阪広域水道企業団に働き掛けること。

令和2年6月 日

吹 田 市 議 会